

# 新開明野元町町内会 集会所 使用規約

## 第 1 条(規約の目的)

新開明野元町町内会 集会所 使用規約(以下「当規約」と称する)は、新開明野元町町内会 集会所(以下「集会所」と称する)の円滑な管理運営を目的として定めるものである。

## 第 2 条(運 営)

集会所の管理運営責任者は町内会会長とし、管理運営に関する業務は総務部長がこれを担当する。

## 第 3 条(集会所の使用目的)

集会所は、会員の諸活動及び会員相互の交流の場として使用する。また、会員の福利厚生や文化教養の向上を目的とした活動に対しても使用する事ができる。

## 第 4 条(使用手続き)

集会所の使用を希望する者は、事前に「集会所使用申請書(別紙第 1)」に記入し総務部長に申請する。

2 長期間かつ継続的に使用する場合は「集会所使用契約書(別紙第 2)」を作成する。

3 契約事項の変更時は事前に通知するものとし、互いに協議する。

## 第 5 条(使用料)

集会所の使用料は下表に定める。

目 的	時 間	会 員		非会員	
		夏 期	冬 季	夏 期	冬 季
諸活動	2 時間以内	無 料		700 円	1,000 円
	4 時間以内			1,400 円	2,000 円
	6 時間以内			2,100 円	3,000 円
	8 時間以内			2,800 円	4,000 円
個人的 使用	2 時間以内	700 円	1,000 円	/	
	4 時間以内	1,400 円	2,000 円		
	6 時間以内	2,100 円	3,000 円		
	8 時間以内	2,800 円	4,000 円		

※冬季とは 11 月～3 月をいう。但し、この期間外で暖房器を使用した時は冬季と同額とする。

## 第 6 条(使用料の納入)

使用料は使用の都度、会計部長に納入する。但し、集会所使用契約に基づく納入は、翌月 10 日までに「集会所使用料納入袋(別紙第 3)」を使用し納める。

#### 第 7 条(費用弁済)

建物、付属施設及び備品等を破損した場合は、損害相当額を弁償する。但し、管理運営責任者が止むを得ないと判断した場合はこの限りではない。

#### 第 8 条(使用の心得)

使用者は、管理運営責任者の指示に従い使用し、次の各号を遵守する。

- (1)使用後は元の状態に復旧し、清掃及び整理整頓を確実に実施する。
- (2)使用に際し排出されたごみは使用者が全て持ち帰り、処分する。
- (3)電気、火気及び施錠を確実に点検し、実施する。
- (4)冬季は水道等の凍結防止処置を確実に実施する。

#### 第 10 条(規約の改廃)

集会所の管理運営上支障が生じた場合は、町内会役員会で審議し、規約の改廃をする。

#### 附 則

当規約は平成 16 年 9 月 1 日より試行する。

平成 17 年	4 月	17 日	施行
平成 22 年	4 月	1 日	一部改正
平成 26 年	4 月	20 日	一部改正